# 甲府市コミュニティバス車両広告掲載要領

（趣旨）

第１　この要領は、宮本・能泉地区買物・通院等送迎事業用コミュニティバス及び上九一色・中道地区コミュニティバスに、民間企業等の広告を有料で掲載することに関して、甲府市広告掲載要綱の規定に基づき、甲府市広告掲載基準に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（広告の規格等）

第２　広告掲載車両、掲載位置、広告の大きさ、広告掲載料については、次の表のとおりとする。

⑴　広告掲載車両

　　　①　宮本・能泉地区買物・通院等送迎用コミュニティバス

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 車種 | 車体の色 | 年間走行距離 | 年間走行日数 |
| ハイエース ワゴン 送迎仕様車 | シルバー | 11,277km | 約244日 |

　　　②　上九一色・中道地区コミュニティバス

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 車種 | 車体の色 | 年間走行距離 | 年間走行日数 |
| ハイエース ワゴン 送迎仕様車 | ホワイト | 40,644.2km | 約244日 |

　　　※年間走行距離は令和4年度実績。

　⑵　掲載位置、広告の大きさ、広告掲載料

①　宮本・能泉地区買物・通院等送迎事業用コミュニティバス

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 掲載位置 | 掲載枚数 | 広告の大きさ（最大寸法） | 広告掲載料（月額・消費税込） |
| 縦（cm以内） | 横（cm以内） |
| 後席部ドア側 | １枚 | ５０ | １３０ | ５，５００円 |
| 後席部側 | １枚 |
| 背面ドア | １枚 | ５０ |  ４０ |

②　上九一色・中道地区コミュニティバス

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 掲載位置 | 掲載枚数 | 広告の大きさ（最大寸法） | 広告掲載料（月額・消費税込） |
| 縦（cm以内） | 横（cm以内） |
| 運転席ドア側 | １枚 | ３０ | ８０ | ５，５００円 |
| 助手席ドア側 | １枚 |
| 背面ドア | １枚 | １５ | １５５ |

　　 ※素材はマグネットシートとし、マグネット部分の厚さを0.8ｍｍ以上、1.0ｍｍ以下のものとする。

　　 ※広告に有料広告を表示する。

　　 ※広告掲載料は、一括全額納付とする。全額納付を確認するまで、広告掲載は行わない。また、納付された広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責めに帰することができない理由により、広告掲載の開始又は継続ができない場合は除く。

（広告の掲載方法）

第３　広告掲載は、取り外しが可能なマグネットシートを宮本・能泉地区買物・通院等送迎事業用コミュニティバス及び上九一色・中道地区コミュニティバスの車体に貼り付ける方法とする。マグネットシートの落下、盗難等の防止については、広告掲載を申し込もうとする者（以下「広告主」という。）が対応をすること。

２　行き先等により職務上適当でないと本市が判断したときは、一時的に広告を取り外す場合がある。

３　代替車両に広告主の広告を掲載する場合がある。

４　その他、本市事業の周知啓発用の広告を別の個所に掲載する場合がある。

（広告の表示）

第４　広告の表示については、広告に対する責任の所在を明らかにするため、広告に広告主の名称（法人名又はその名称が一般の人に理解できるもの）及び所在地又は電話番号を明記しなければならない。

２　有料広告であることを表示するために、「有料広告」という文字を明記しなければならない。

（広告の掲載期間）

第５　広告の掲載期間は１年間とする。ただし、市が認めた場合はこの限りではない。

（広告デザインの制限）

第６　広告は、甲府市広告掲載要綱第３、及び甲府市広告掲載基準に定めるもののほか、次の各号に該当しないものとする。

⑴　車両運行の支障になるもの。

⑵　道路交通法上の安全を阻害するおそれのあるもの。

⑶　都市景観との調和を損なうもの。

（広告の申し込み）

第７　車両への広告掲載を希望するものは、甲府市広告掲載要綱に基づく広告掲載申込書及び広告案を指定の期間に市に提出するものとする。

（広告の掲載）

第８　甲府市広告掲載要綱、この要領その他市の指示に従い、広告掲載を行うものとする。

２　広告の内容及び広告主について、市が指示するところにより、あらかじめ市の審査を受け、その承認を得ることとする。

３　広告の車両への掲載、撤去作業の日程は市の指示に従うものとする。

（広告の変更）

第９　広告主は掲載期間中に、当該広告の内容を変更しようとするときは、市の指示に従い第８の規定による市の審査を受け、その承認を得なければならない。

（費用負担等）

第10　広告の作成、掲載及び撤去作業は広告主の責任において行い、その費用は広告主が負担する。

２　広告の撤去作業等により車体塗装の剥離が生じた場合は、広告主の責任において原状回復するものとする。

（広告物の修復）

第11　広告掲載期間中に、市の責に帰する事由により広告の破損等が生じた場合は、市が原状回復するものとする。

（広告の削除）

第12　市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに掲載している広告を取りやめることができる。

⑴　広告内容が第６の規定に反すると認められるとき。

⑵　広告主が広告主の責に帰する不祥事等により社会問題を起こしたとき。

（広告に関する責任）

第13　広告主は、広告に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他不正な行為を行ってはならない。

２　広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、その責任において解決しなければならない。

３　市は、広告の内容その他の広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負わないものとする。

（その他）

第14　この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この要領は、平成28年5月17日から施行する。

この要領は、平成30年2月16日から施行する。